

# 長野県・飯綱町価格高騰特別対策 支援金（2万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 住民税所得割非課税（均等割のみ課税）世帯や令和5年1月から12月までの間に家計急変のあった世帯を支援するために長野県及び飯綱町で独自に支援金を支給します（1世帯あたり2万円）。
- 住民税非課税世帯等への国給付金（電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金／1世帯あたり3万円）の支給対象世帯には支給されません。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

## 支援金の支給額

1世帯あたり2万円

## 支援金の支給時期

飯綱町が確認書(または申請書)を受理した日から3週間後が目安です。

## 支給対象と申請の有無

世帯全員の令和5年度  
**「住民税所得割非課税」**の世帯

確認書が届くので、**必要事項**  
を記入して必要書類とあわせて  
返信してください。

10月中旬以降に確認書が届きます。  
**申請期間：令和5年10月16日（月）**  
～**令和5年12月28日（木）**

令和5年6月1日時点で住民登録のある  
飯綱町から世帯主に確認書が送付されます。

**家計急変世帯**  
令和5年1月～12月の収入が減少し  
**「住民税所得割非課税相当」**  
の収入となった世帯

**申請が必要です**

**申請期間：令和5年10月16日（月）**  
～**令和6年1月31日（水）**

申請時点で住民登録のある市町村に  
申請してください。

**【問い合わせ先】**

飯綱町保健福祉課福祉係  
電話 026-253-4764

# 支給対象と支給手続き

## I 令和5年度住民税所得割非課税の世帯

### ①町が令和4年度に実施した「長野県生活困窮世帯緊急支援金」を受給した世帯

- 対象となる世帯に、給付内容や確認事項が書かれた「長野県・飯綱町価格高騰特別対策支援金の支給のお知らせ」が届きます。
- 支援金を受給するための**手続きは不要**です。ただし、**振込口座の変更**が必要な場合、**給付金を辞退**する場合は、**10/27(金)までに手続きが必要です**。保健福祉課福祉係の窓口で手続きをしてください。電話 026-253-4764

### ②上記以外の世帯（令和5年度新たに対象となった世帯）

- 対象の世帯には、「長野県・飯綱町価格高騰特別対策支援金支給要件確認書」が届きます。**必要事項を記入して必要書類とあわせて保健福祉課福祉係に返信**してください。

### ③世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合等

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒にお住まいの市町村の窓口へ、直接または郵送でご提出ください。



## II 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税所得割非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税所得割非課税相当：世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和5年1月から12月までの任意の1か月収入×12倍）が市町村民税所得割非課税水準以下（下表参照）であることを指します。

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 世帯員全員のそれぞれの年収見込額が住民税所得割非課税相当とわかる「令和5年中の収入見込額」または「任意の1ヶ月の収入額」の状況が確認できる書類等を持って保健福祉課福祉係の窓口で申請の手続きが必要です。

◎詳しくは、保健福祉課福祉係 電話 026-253-4764 にお問い合わせください。

**!** 収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

☆市町村民税所得割非課税水準収入相当額は下記のとおりです。

扶養している親族の状況	所得割非課税相当収入限度額	扶養している親族の状況	所得割非課税相当収入限度額
単身又は扶養親族がいない場合	100.0万円	配偶者・扶養親族（計3名）を扶養している場合	271.5万円
配偶者・扶養親族（1名）を扶養している場合	170.3万円	配偶者・扶養親族（計4名）を扶養している場合	321.5万円
配偶者・扶養親族（計2名）を扶養している場合	221.5万円	配偶者・扶養親族（計5名）を扶養している場合	370.3万円